



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和元年10月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D007中(52)を(53)、(51)を(52)とし、(50)の次に次のように加える。

(51) FGF23

FGF23 は、CLEIA法により、FGF23 関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1,25-ジヒドロキシビタミンD $_3$ の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。

ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現行
別添1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D007 血液化学検査	D007 血液化学検査
$(1)\sim(50)$ (略)	(1)~ (50) (略)
(51) <u>F G F 23</u>	(新設)
<u>FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血</u>	
症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定し	
た場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」	
1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数と「62」25-ヒ	
ドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算	
<u>定する。</u>	
ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍	
性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には	
被疑薬中止後に1回を限度として算定する。	
$(\underline{52}) \cdot (\underline{53})$ (略)	(<u>51</u>)・(<u>52</u>) (略)